

協働のまちづくり推進事業助成金

～助成事業の募集～

市民活動団体がそのノウハウを活用して自主的・自発的にまちづくりの課題に取り組む事業に対して、助成します。

募 集 概 要

●対象となる団体

次のすべてに該当する団体

- ①市内に事務所又は活動場所を有すること
- ②構成員が5人以上で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること
- ③団体の運営に関する規約、会則などを定めていること
- ④適切な会計処理が行われていること など

●対象となる事業

健康・福祉、子どもの健全育成、防災・防犯、景観美化・環境保全、観光・産業、芸術・文化・スポーツなどの公益性のある事業

●助 成 額

発足3年以上の団体：対象経費の2／3（限度額10万円）

発足3年未満の団体：対象経費（限度額5万円）

※年数は令和8年4月1日現在

●申請方法

令和8年8月7日（金）までに、申請書類を市民協働推進課窓口を持参

●募集要項配布場所

市民協働推進課窓口及び市内公共施設で配布するほか、八潮市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは募集要項を
ご覧ください！



交付申請から実績報告までの流れ

交付申請

申請書類を市民協働推進課窓口へ持参してください。

【申請締切】令和8年8月7日（金）

※受付は土日祝日を除く8時30分から17時15分までとなります。

事業説明会

令和8年度第2回市民活動推進委員会（9月2日開催予定）にて、10分程度の事業説明を行っていただきます。

事業の実施

提出した交付申請書・収支予算書に従って事業を実施してください。
※当該年度の3月31日までに完了するよう計画的に実施してください。

事業の完了 実績報告

実績報告書類を市民協働推進課窓口へ提出してください。

【提出期限】事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

実績報告会

令和9年度第1回市民活動推進委員会（令和9年5月開催予定）にて、10分程度の事業報告を行っていただきます。

助成の対象とならないもの

団体が定期的・恒常的に行う事業、営利又は報酬を受けて行う事業、特定の政治・宗教又は選挙活動を目的とする事業、当該事業に対して別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行う事業、市との共催事業などは対象外となります。

定期的：継続的・計画的に実施される活動をいいます。

第〇回〇〇〇まつりなどの地域のお祭りや季節ごとのイベント、定期演奏会、会議、学習会、初版でない刊行物などの発行等が該当します。

恒常的：変化がなく、いつも一定の状態が続いていく事業をいいます。

研修会、防犯パトロール、環境美化活動、日常的な練習・稽古等が該当します。

問い合わせ・相談先

八潮市役所 市民協働推進課

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111(内線328)

ファクス：048-999-8105

電子メール：shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

気軽にご相談ください！

市民協働推進課のほか、市民活動支援コーナー(やしお生涯学習館内)でも、助成金についての相談を受け付けています。

電話：048-994-1000